

ふるさとと納税制度について

- 山梨市など都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。

	← 控除外 →		← 控除額 →	
適用 下限度 2,000 円	所得税の控除額 (ふるさと納税 - 2,000 円) × 所得税率	住民税の控除額 (基本分) (ふるさと納税額 - 2,000 円) × 住民税率 (10%)	住民税の控除額 (特例分)	所得割額の 2 割を限度

- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが原則必要です。ただし、確定申告が不要な給与所得者等で、ふるさと納税先が 5 団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより、確定申告不要で控除を受けられる手続きの特例『ふるさと納税ワンストップ特例制度』が創設されました。(平成 27 年 4 月 1 日以後適用)
- ゆうちょ銀行の払込取扱票（納付書）によりお支払いいただいた場合、その半券（受領証）が確定申告の添付書類としてご使用いただけるようになりました。(確定申告をされる場合は、大切に保管してください。)

